

平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	追2	府省庁名 内閣府
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()	
要望項目名	女性の再就職促進のための特例措置の創設	
要望内容(概要)	<p>「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」(平成22年9月10日閣議決定)を踏まえ、女性の再就職促進の観点から、一定の要件を満たした企業について、その法人税の負担を軽減する措置を講じる。</p> <p>平成23年度税制改正要望としてすでに要望した「女性の再就職促進のための税制上の優遇措置」の修正等を検討中である。</p> <p>法人税について上記の優遇措置が認められた場合、措置の内容に応じ法人住民税・法人事業税について同様の効果を適用する。</p>	
関係条文	[]	
減収見込額	(初年度) — (—) (平年度) — (—) (単位:百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 出産・育児を機に退職し、現在無業であるが就業を希望している女性の再就職を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性 今後、少子高齢化を迎えるわが国において、労働力人口の確保は重要な課題である。</p> <p>わが国の女性の就業率は7割弱とOECD諸国の中でも低い水準にある。また、働いている女性の6割が妊娠・出産を機に仕事を辞めており、労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形となるM字カーブを描いている。</p> <p>しかし、非労働力人口のうち就業を希望している女性の数は345万人にものぼり、これは男女合わせた就業希望者全体の約7割を占めている。さらに、女性の就業希望者を年齢階級別に見ると、345万人の過半数である184万人が、M字のくぼみの年齢階級にあたる25～44歳である。</p> <p>このように、働き盛りの年代で就業を希望する女性が多く存在しているにも関わらず、実際の就業率が国際的に見て低いこと背景には、出産等により就業中断が生じやすく、かつ、出産等によりいったん退職した女性の再就職が困難であることが関係していると考えられる。</p> <p>そこで、労働力人口の確保、ひいては経済の持続的成長を実現するべく、企業に対し、出産等により就業を中断した女性を雇用するためのインセンティブを付与する必要がある。</p> <p>また、「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」(平成22年9月10日閣議決定)においても、平成23年度税制改正において、雇用の促進等のための企業減税措置を講じることとされている。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	12. 男女共同参画社会の形成の促進 1. 男女共同参画社会の形成の促進 (6) 女性の参画拡大に向けた取組
	政策の達成目標	25～44歳の女性の就業率 73%
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	25～44歳の女性の就業率 66.0% (平成21年)
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」(平成22年9月10日閣議決定)において、「新成長戦略の実現、特に、「雇用」を機軸とした経済成長を推進する観点から、政策税制措置を平成23年度税制改正において講ずる。このため、①健康・環境分野等をはじめとする雇用の創出のほか、②正規雇用化、③育児支援、④障がい者雇用などの視点を踏まえ、例えば、雇用の増加に応じ、企業の税負担を軽減する措置を講ずるなど、有効な税制措置の具体化を図る。」とされており、本要望はこれに対応したものである。

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 23 年度税制改正要望として「女性の再就職促進のための税制上の優遇措置」をすでに要望しており、今回の要望はその改要望である。